

# 相談室だより (2007年7月)

短かった梅雨も明けて、暑い日差しを少し疎ましく感じている今日この頃です。今回の相談室だよりは来月4月より実施される「後期高齢者医療制度」について皆さんにご紹介したいと思います。皆さんはこの制度どう思いますか？

## 『後期高齢者医療制度』の概要

この制度は75歳以上の後期高齢者を独立型の医療保険制度に加入させることによって医療費の適正化を図ることを目的として策定されました。保険料は原則として加入者全員から徴収し、市町村が保険料の徴収を行い、全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が財政運営を行うこととなります(公費5割、74歳未満からの支援金4割、利用者負担1割)。保険料は広域連合ごとに決定され、2年ごとに保険料の見直しが行われる予定です。

## 『後期高齢者医療制度』が開始されると

この制度を作る際には介護保険制度の経験が活用されているようで、保険料は年金から天引きされることとなります(年金額が一定金額以下の場合は天引きとならず市町村が徴収する事とされています)。厚生労働省の試算では保険料は6,200円前後になると予想されていますが、保険料の決定は広域連合ごとに設定されるため、後期高齢者が多い地方では試算以上の保険料となる所も出てきそうです。さらに保険料は2年ごとに見直しが行われる予定で、総医療費の1割分を保険料で賄う仕組みとなっています。当然75歳以上の人口比率や受診比率が増えればその分保険料も増加していくこととなります。また高齢者では昨年の税制改革で控除が廃止されたことによってこれまでの非課税世帯が課税世帯になるなど収入は増えないのに支出だけがどんどん増えていくという状況に追い込まれています。さらに今年の6月からは住民税が増税となり、これ以上の費用負担は生活そのものに直結した問題になりかねません。また現在給与所得者の扶養家族となっている方は制度が開始された時から新たに保険料を負担する必要があります。一応これまで扶養家族だっ

た方の為に激変緩和措置が取られますが、2年後にはこの緩和措置もなくなります。

さらに大きな問題点としては保険料滞納者に対するペナルティを課していることが挙げられます。現行制度では75歳以上の高齢者や障がい者などのいわゆる社会的弱者と呼ばれる方は一律的にペナルティを課す対象から除外していましたが、この制度では保険料滞納者には短期保険証や資格証明書を発行することを法律に明記しています。特別な事情なしに納付期限から1年6ヶ月間滞納が継続する場合には保険給付差し止めという厳しい制裁措置も設けられています。

私達医療関係者にとって最も影響が大きいのは定額制(包括制)の診療報酬が計画されていることです。後期高齢者にどのような内容の診療を行った場合でも疾患により報酬は一定に抑えられるとなれば、後期高齢者に対する医療を積極的に受け入れなかったり、本来必要である検査や処置などを行わなかったりと医療の質が低下してしまう可能性があります。営利を追求する団体であればそれが顕著に現れることになるでしょう。



## 『大牟田市』では・・・

平成19年4月1日時点での大牟田市の人口は131,070人で75歳以上は19,512人、65歳以上は17,531人となっています。75歳以上の方が無条件に後期高齢者医療へと移行され、また65歳以上で一定程度の障害状態にある方もこの制度に移行されることとなります。現行制度では地域の医療体制や被保険者の実情に合わせて自治体独自の保険料設定及び減免制度などを実施してきました。その特徴として大牟田市では短期保険証や資格証明書を極力発行しないという立場を取ってきたのですが、新制度に移行した場合広域連合により無条件に保険証が取り上げられてしまうという事態が発生しかねません。また無保険者への対応では「保険証を発行し治療を優先、その後納税協議」という形を取っていましたが、資格証明書を発行し窓口10割負担、手続き後の払い戻し金で納税を強制という可能性もあります。

新制度の開始準備は進行中ですが、市民に対する説

明は全く行われていないため公表と同時に大きな混乱が起きる可能性が非常に高い状況です。

昭和 36 年に国民皆保険が実現され 50 年余りが経過しました。この間日本では国民の誰もが、いつでも、どこでも、必要なときに医療を受ける権利を保障されていました。結果世界に誇る長寿大国となることが出来たのです。今回の後期高齢者医療制度では、75 歳以上になったらその権利を剥奪してしまおうというものに思えてしょうがありません。戦後の荒廃した時代を一生懸命頑張って生き抜かれ、現代を作る礎となつてこられた方々だからこそ、安心して老いを迎えることが出来るようしっかりとした社会保障で支えていく必要があると思います。また高齢者だけではなく労働者階級も度重なる制度の改定によって生活が圧迫されています。住民税増税、定率減税廃止、各種控除の廃止、賞与からの税金徴収など最近のものだけでもかなりの増税となっていることを実感することが出来ると思います。若年労働者階級に絞って考えればワーキングプア問題やネットカフェ難民など、働きたいのに、働いているのに貧困から抜け出せない社会的弱者が人為的に発生させられています。誰もが安心して暮らせる社会、そんな世の中を実現できたらいいですね。

## トピックス

『おにぎり食べたかった・・・』

北九州市でまた孤独死という悲惨な事態が発生しました。今回は受給をさせないものではなく、受給しているものを取り上げるというものでした。行政側は医師からの診断書と本人の働く意思を確認し保護廃止としているので問題はないとしています。働く意思があっても実際に就労する場所がなければ生きていくことは出来ません。なぜ働く意思だけではなくその後の生活実態までフォローできなかったのでしょうか。前市長の北九州方式と呼ばれた保護行政の在り方を避難して当選された現市長・・・、実際にはあまり変わりはないということなのでしょうか。

『参議院選挙・・・』

7 月 29 日投票が行われ改選 121 議席が全て確定し、自民党は大きく議席を失い、民主党が大きく議席を伸ばした結果となりました。この結果、参議院においては野党が過半数を占める事となり、改正教育基本法や

年金時効撤廃法案、社会保険庁再編問題など様々な法案を十分な議論も行わず、選挙のための実績作りとして行つたいわゆる強行採決を行うことがほぼ不可能となってきました。これは現在の与野党のバランスがあまりにも偏りすぎたために今回の参議院選挙でバランスをとらなければ危険であるという国民意識の表れだと思います。民医連の立場からすると非常に残念な結果と言わざるを得ませんが、とりあえずは与党の数の暴力を許さない体制が出来上がったことは喜ばしいことです。これからの動向に注目して行きましょう。

## 知っておきたいこんな制度

### 障害年金制度

これは年金に加入している間にかかった病気や怪我によって 65 歳になるまでの間に一定の障害状態になった時に受給要件を満たしていれば支給される年金です（大まかには働くことが出来なくなったか、働く能力が著しく低下した場合に受給出来るようになります）。加入している年金により障害基礎年金または障害厚生年金を受給することになります。先天性の障害や 20 歳未満の場合であれば 20 歳になった後に申請を行うことができます。手続き上一番重要なのは病気になった（初診日）のがいつなのかということです。申請を行う場合には初診日から 1 年 6 ヶ月を経過している必要があります。

（障害基礎年金）

国民健康保険加入者または 20 歳未満の病気や怪我が原因で申請を行う場合に該当します。障害等級は 2 段階で、1 級で年額約 100 万円、2 級で 80 万円となります。

（障害厚生年金）

厚生年金加入者はこちらを申請することになります。障害等級は 4 段階で 1 級から 3 級、級外となります。主として現役で就労されている方が申請されることが多いために障害基礎年金よりも等級が多いのが特徴です。

障害年金は課税対象年金ではありませんので、障害年金に対して税金がかかることはありません。障害年金のみを受給されている場合は非課税となります。また障害年金の等級は身体障害者手帳の等級とは必ずしも一致するわけではありません。申請にはかなりの労力を必要とする手続きですが損をすることはありません。該当しそうなという患者様がおられたら MSW までご相談ください。

